

公 示

特定空家等に係る命令について

下記特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、令和 6 年 1 月 22 日付け 5 会美建水第 5054 号により、命令したので公示する。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地：福島県大沼郡会津美里町立石田字三百苺甲 584 番地 1
用 途：併用住宅

2. 措置の内容

- (1)特定空家等の建築物全部を措置の期限までに除却してください。
- (2)特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等してください。
- (3)特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理してください。
- (4)特定空家等の敷地内に繁茂している立木・雑草等を全て伐採してください。

3. 命ずるに至った事由

- (1)外壁・屋根の一部で剥離及び破損が見られ、柱は腐朽しており床下は抜けているため、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるため。
- (2)強風等により屋根のトタンや木材の破片等が飛散して、通行人や列車等に衝突する恐れがある。また、門扉が施錠されておらず不特定の者が容易に侵入できる状態にあり、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であるため。

4. 命令の責任者

責任者：建設水道課長 加藤 定行
連絡先：0242-55-1181

5. 措置の期限 令和 6 年 5 月 18 日

令和 6 年 1 月 22 日

会津美里町長 杉山 純一

